

狭山市立西中学校 令和7年度 学校経営方針

校長 土屋 孝夫

基本理念

- (1) 学校とは、集団生活を通して、自分を磨きながら、仲間とともに成長をしていく場である。
- (2) 生徒の可能性を引き出し伸ばしてあげるのが教師の役割である。
- (3) もし学校にお客様がいるのであれば、それは目の前の生徒や保護者ではなく、社会全体や未来の生徒である。だからこそ、**発達段階に応じて、手を差し伸べ支援すること**と、**自分でやらせるべきことを見極めながら、自立・自律を促していく**。
- (4) 学校は、**家庭・地域とともに存在する**。家庭・地域あつての学校であることを教職員一同が自覚する。
- (5) 学校の教育活動は、**教職員の使命感・指導力・人間性及び協働体制によって支えられる**。
 - ◇ 「授業」「学年・学級経営」で勝負する教師であれ。
 - ◇ 「自分がやらねば誰がやる」という使命感、「担任をやりたい」という思いがなくて教師を目指したものは一人もない。
 - ◇ 「よい縄張り意識」と「悪い縄張り意識」を区別せよ。「私たち」で語れる教職員集団であれ。
 - ◇ 「教師こそ最大の教育環境」教師の人となりは、どんなにすぐれた教科書にも勝る。

1 学校教育目標

自主的に考え、正しく行動できる生徒

- 真剣に学習に取り組む生徒
- 思いやりのある生徒
- 心身ともに健康な生徒

2 目指す学校像・生徒像・教師像

(1) 目指す学校像

誰もが安心して通え、互いに磨き合いともに成長を実感できる学校

(2) 目指す生徒像（＝学校教育目標）

自主的に考え、正しく行動できる生徒

(3) 目指す教師像

自ら学び続け、信頼（頼りに）される教職員

- ◇ わかる喜びややる気を引き出す、確かな指導力を身につけた教職員
- ◇ 率先垂範・師弟同行・協働実践を通して後ろ姿の教育ができる教職員
- ◇ 謙虚さをもって誠実に職務を遂行する教職員
- ◇ 教育公務員としての高い倫理観と使命感・責任感をもつ教職員

3 学校経営の基本方針

(1) 教職員の力を伸ばし結集し、目指す学校像・生徒像の実現を図る

全教職員が共通の理念と目標を共有して、**学年を超えて**、組織として一枚岩となって、安心安全な学校をつくり心身ともに健康な生徒の育成を目指す。

(2) 教科指導の充実を通して、目指す学校像・生徒像の実現を図る

学校教育目標の実現、一人一人の進路実現を果たすために教職員に課せられた最大の使命は、教科指導を通しての学力向上にあることを肝に銘じ、すべての教師は現状に満足することなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を常に進める。

(3) 学級・学年経営の充実を通して、目指す学校像・生徒像の実現を図る

学校生活の基盤となる学級経営を充実させ、教師と生徒、生徒同士の信頼関係を育み、望ましい集団生活を通して心豊かな生徒を育成する。

(4) ベクトルを合わせた生徒指導・教育相談で秩序と包容力のある学校の実現を図る

教職員の共通理解のもと、規律と礼儀を重んじた秩序のある学校生活を実現させる。また教育相談体制を充実させ、温かい包容力をもって不登校等に柔軟に対応していく。

(5) 家庭・地域、学校運営協議会との連携を深め、地域ぐるみで、目指す学校像・生徒像の実現を図る

各種たより・HPや学校公開などを通して、積極的に情報を発信するとともに、様々な場面で家庭・地域と連携してともに生徒を育てていく。(共育)

4 本年度の重点 ～凡事徹底～

毎日の生活にある「日常の当たり前のこと」を「こだわりをもって」実践する

(1) 確かな学力の育成(不易と流行)

(ア) 授業規律の徹底

- ・ 「時間前着席」「姿勢を正して教師の話は黙って目で聞く」に特に力を入れる。

(イ) 基礎基本の定着

- ・ 教えるべきことは徹底的に教え込む。身につけさせるべきことは繰り返し取り組ませる。

(ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・ 「めあて」と「まとめ」がリンクしている、学びを実感できる授業
- ・ 「教師と生徒」「生徒と生徒」「内なる自分」との対話がある授業(教師からの一方通行的な授業にならない)
- ・ 協働的な学び合いのある授業(ペアトーク、グループトーク、知識構成型ジグソー法など多様な学習形態を活用)

(エ) 個別最適な学び

- ・ 「指導の個別化」と「学習の個性化」を授業の中に意識していく。
- ・ Teams、skymenu、eライブラリ、学びポケット、デジタル教科書、電子黒板を効果的に活用していく。

(オ) 相互授業見学により一人一人の授業力の向上を図る

- ・ 教室をオープンなものにし、「見て学び・見られて伸びる」教員文化を醸成する。
- ・ 初任者や若手教員の育成のために、教科を超えて率先して示範授業を行う。

(カ) 妥当性・信頼性の高い学習評価

- ・ 甘すぎず辛すぎず、適切な評価規準(物差しの種類)と評価基準(目盛り)を設定し、様々な観点と材料から適切に評価することを通して学力向上を図る。

(キ) 読解力の向上

- ・ 粘り強く文章を読み取り、趣旨をつかみとり、要約する力を身につけさせる。県公立学力検査問題では、読解力の有無が鍵を握る問題が多数ちりばめられている。

(ク) 家庭学習の充実

- ・ eライブラリの活用、学びポケット、家庭学習ノート

(2) 豊かな心の育成

(ア) 学年・学級経営の充実

- ・ 学校生活の基盤となる学級を居心地のよいものにし、生徒同士・教師と生徒の信頼関係を育み、自分を磨きながら仲間と伸びる学級づくりを推進する。

(イ) 人権教育の充実→いじめを許さない風土を醸成

- ・ 「いじめ防止サミット」「いじめ撲滅強調月間」に全校一丸となって取り組み、いじめや差別を許さない風土を醸成する。
- ・ 「いじめの種子は常にまかれている」という視点から、日頃から生徒の様子を観察し、アンケートや教育相談を通し早期発見早期解決を目指す。

(ウ) 心に響く「考え議論する」道徳の授業

- ・ 道徳教育推進教師・道徳主任のリーダーシップのもとに校内研修を進めるとともに、「道徳の時間」の授業公開やローテーション授業を実施する。

(エ) 「朝読書」の時間の充実と読書習慣の定着

- ・ 朝読は全員が静かに読書をする時間とする。また図書委員会や学校図書館司書も活用し読書の良さを啓発し、読書を通して豊かな心を醸成する。

(オ) 体験活動の充実（流汗悟道の精神）

- ・ 職場体験、農業体験、子育て体験、旅行行事等、様々な体験活動を年間行事計画に位置づけ、体験を通してこそ得られる価値に気づかせることで、豊かな心と温かい人間関係を育む。

(カ) 環境美化と掲示教育の充実（「人が環境をつくり環境が人をつくる」）

- ・ 清掃の内容そのものを充実させる。使命感をもって真剣に取り組ませる。
- ・ 掲示物を充実させ、潤いのある環境にしていく。
- ・ 放課後の教室、靴箱などの整理整頓を徹底させる。

(3) 生徒指導・教育相談の充実（防火と消火の両面から）

(ア) 積極的な生徒指導（防火）

- ・ 朝読書・時間前行動・無言清掃等の「日常の当たり前」を教職員全員がこだわりをもって指導し、生徒にとっても教職員にとっても「凡事徹底」を西中の誇りの1つにしていく。
- ・ 学級内で生徒全員に役割と活躍の場を与え、認め、褒め、励まし、伸ばす指導を通して、自己有用感・自己肯定感を育む。
- ・ 生徒会活動や学級活動を活性化させ、自治の精神による自浄能力を高める。
- ・ 年間4回の教育相談（三者相談など）、最低2カ月に1度の学校生活アンケート、日々の観察等から、生徒一人一人の心の健康状態について把握する。
- ・ ステップアップルームの運営に多くの職員が参画することで、常時開室を実現し、集団不適応を起こしている生徒が安心して通える環境を整備する。
- ・ 保健室・相談室、その他教育センター、学校アドバイザー（専門家）など外部機関とも連携を図りながら、不登校生徒の支援をしていく。

(イ) 素早い組織的な問題行動への対応（消火）

- ・ アンテナを高く張り、報連相を怠らず、小さな問題のうちに学年チームおよび生徒指導主任を中心に組織的に素早く対応する。（担任は一人で抱え込まない・仲間を頼る、愚痴の言える職員室）
- ・ 頭ごなしの指導ではなく、背景や心情にも心を配った教育相談的手法で対応しつつ、「社会で許されないこと」「命と人権」に係る問題行動に対しては、毅然とした厳しさをもって指導し、望ましい生き方ができるように粘り強く支援していく。

- ・ 事故や誤解を生まないためにも、必ず複数の職員で対応することを原則としていく。

(ウ) **進路指導・キャリア教育の充実**⇒「**毎日が進路選択**」

- ・ 「進路学習とは生き方の学習」「毎日が進路選択」の精神を浸透させ、自分自身の力でより良く生きようと自己をコントロールする「自立と自律」の力を身につけさせる。(進路指導≠進学指導)
- ・ 全体計画・年間計画をもとにキャリアパスポートを有効活用しながら、3年間および卒業後を見据えた計画的な指導を行う(職場体験や上級学校訪問などの体験学習の実施)。
- ・ 塾に通っていない生徒が不利にならないように、進路情報の適切な提供と進路相談を計画的に実施する。

(4) **特別支援教育の充実(特別支援教育は教育の原点)**

- (ア) 一人一人の良さを伸ばしながら、自立を支援していく
- (イ) 一人一人の特性、保護者の願いに寄り添った、より丁寧な指導をとおして健やかな成長を促す。
- (ウ) 特支担当だけでなく、学校ぐるみで全職員が関わっていく
教職員は特別支援教育の実践から自らの学習指導改善のヒントを得ることもできる。生徒からたくさんのお話を学べる場でもある。

(5) **保健・安全教育**

- (ア) 生徒の健康状態に全職員が関心を持ち、健康を守る。
 - ・ 食物アレルギーや疾病状況の共通理解、在校中の体調不良への適切な対応に努める。特にケガや体調不良時の保護者連絡・救急対応について、職員の共通理解をもって対処する。
- (イ) 自転車の安全な利用を中心にした交通安全教育・交通安全指導の充実を図る
 - ・ 委員会を使った定期的な自転車点検、学期に最低2回の登下校指導等を通して、登下校中の事故0を目指す。
- (ウ) 防災教育の充実
 - ・ 学期に1回の避難訓練を実施し、災害時等に適切に対応できる教職員と生徒を育成する。特に**教職員が適切に対応できるための訓練を実施する**。
- (エ) 体育の授業や部活動を通して、健康の増進と体力の向上に努める。
 - ・ 部活動ガイドラインを遵守しながら、限られた時間内で能率よく真剣に取り組ませる。

(6) **家庭・地域とともに歩む学校づくりの推進**

- (ア) 地域の人材、外部指導者や学習支援ボランティア等の積極的活用を進める。
- (イ) 保護者会、三者相談、学校公開を計画的に実施するほか、進路だよりの発行等も通してきめ細かく進路情報を提供し、一人一人の進路選択・進路実現を支援していく。
- (ウ) 学校だより・HPを興味をもって読んでもらえるように工夫するとともに、タイムリーに情報を伝えられるように、定期的かつフレキシブルな発行と更新をしていく。
- (エ) 学校運営協議会や学校評価などを通して得られる家庭・地域からの要望を真摯に受け止め、「すべての教育活動には改善すべき点がある」という視点から教育活動の改善を推進していく(PDCAの確立・**吟味のない前年踏襲はしない**)。
- (オ) 生徒指導重点校加配(小中連携対応教員)を活用して、校区の小中学校との連携を更に深め、滑らかな小中の接続を実現することで、特に中1での不登校を抑止する。